

恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、恋人の聖地観光協会全国市町村長会（以下「恋人の聖地市町村長会」という。）の会員のうち、この協定を締結した会員（以下「共助会員」という。）が、共助会員の地域において大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災会員独自では十分な応急復旧対応ができない場合に、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(組織の名称)

第2条 共助会員組織の名称を、恋人の聖地市町村長会共助会（以下「共助会」という。）とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急復旧対策に必要な資機材の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(幹事等の設置)

第4条 応援を円滑に行うため、共助会に代表幹事と幹事を1名ずつ置く。

- 2 代表幹事及び幹事は、共助会員から互選により選出するものとする。
- 3 代表幹事及び幹事の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により代表幹事に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた代表幹事は、速やかに被災会員以外の共助会員と協議を行い、被災会員を応援できる共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の共助会員に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、代表幹事に事故等がある場合は、これらの規

定中「代表幹事」とあるのは「幹事」とする。

(応援の実施)

第6条 共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 代表幹事は、幹事と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、代表幹事、幹事及び協議会委員で構成する。

(2) 協定運営協議会の事務局は、代表幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

(3) 協議会委員は共助会員から互選により選出するものとする。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(共助会員への参加及び離脱)

第9条 共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 代表幹事は、共助会員に異動があった場合は、速やかに他の共助会員に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）

第11条 共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）

第12条 共助会員は、平素より相互に恋人の聖地市町村長会の交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、令和3年2月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、共助会員は記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。